

# 市議会議員選挙の投票日は 4月23日(日)です

## 立候補予定者を対象に説明会を開催

市町村合併による議会議員の在任特例の任期満了に伴う市議会議員選挙が4月16日(日)に告示され、23日(日)に投票が行われます。

市選挙管理委員会(佐々木清治会長)では、この選挙に立候補を予定されている方を対象に、公職選挙法で定められている「立候補の届け出」や「選挙運動」などについての説明会を開催します。立候補を予定されている方は出席ください。

- 日時 4月4日(火)午後2時～
- 場所 市役所3階大会議室  
また、立候補者の事前審査を4月12日(水)と13日(木)に、市役所1階中会議室で行います。

【市議会議員の定数が変わります】 今回の選挙から市議会議員の定数は26人になります。

詳しくは、市選挙管理委員会事務局(☎76-2111、内線1124)まで。

### 地球温暖化防止のために 一人一人ができることを

地球温暖化は、わたしたちの生活に大きな影響をもたらす危険があります。現在のペースで温室効果ガス(二酸化炭素やメタンなど)が増え続けると、100年後には地球の平均気温が約2度上昇するといわれています。

日本でも温暖化の影響で、降雪が雨になったり、融雪が早まったりするため、田植え時期に農業用水などの水不足の恐れがあるほか、自然生態系の変化や人体への影響などが心配されています。

市では、旧3町村ごとに地球温暖化対策実行計画を策定し(西根=12年度、松尾=13年度、安代=14年度)、温室効果ガスを削減するための取り組みを進めてきました。

旧西根町では、11年度の二酸化炭素排出量を基準に、17年度までに6%の削減を目標としています。16年度では目標を上回る7.4%削減に成功しました(右図参照)。

旧松尾村では12年度の二酸化炭素排出量を基準に、18年度までに5%の削減を目標としていますが、16年度では3.4%削減しました(詳しくは、広報まつお平成17年6月号に掲載しています)。旧安代町は、削減状況を調査中です。

今後は、市として「地球温暖化対策推進実行画」を策定し、さらに省エネルギー意識の徹底を図り、二酸化炭素の削減に努力していきます。皆さんも、家庭や職場などで地球温暖化防止に取り組みしましょう。

### 【温暖化を防止するために】

■節電 電気を節約することで、火力発電所で使われる燃料の消費を抑えることができます。長時間使われない電気製品の主電源を切ったり、暖房の設定温度を1℃下げたりしましょう。

■アイドリング・ストップ 乗用車のエンジンを10分間かけっぱなし(アイドリング)すると、140ccのガソリンを消費するといわれています。自動車の駐車時はアイドリング・ストップを行いましょ。また、バスや鉄道などの公共交通機関の利用を心掛けましょう。

■ごみ減量化・リサイクル ごみの減量化やリサイクルを進めることで、ごみを燃やす際に発生する二酸化炭素を抑えることができます。過剰包装をなくし、洗剤などは詰替え製品を購入するなど、物を大切に使い、ごみを増やさないようにしましょう。、空き缶、空きビンなどの分別収集利用を進めましょう。

詳しくは、市役所生活福祉部市民課環境衛生係(☎76-2111、内線1122)まで。

区分	11年度(基準年)	16年度	増減率	
CO <sub>2</sub>	ガソリン	82,438	52,207	△36.7%
	軽油	117,543	94,583	△19.5%
	灯油	430,814	402,614	△6.5%
	A重油	629,981	507,645	△19.4%
	LPG	29,109	32,268	10.9%
	電気	744,678	888,937	19.4%
CH <sub>4</sub>	自動車		132	0
N <sub>2</sub> O	走行		3,958	0
合計	2,034,563	1,883,586	△7.4%	

## 4月から施行されます

# 障害者自立支援法

障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指して

4月1日から施行される障害者自立支援法。この法律は、障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるように、サービス利用のための仕組みを一元化するものです。ここでは、4月から実施される利用者負担と自立支援医療の仕組みについて紹介します。

### 利用料の1割負担も さまざまな軽減措置

各種障害者福祉サービスの利用者負担は、原則として利用料の1割定率負担になります。また、障害種別で異なる食費・光熱水費などの実費負担も共通になります。

なお、定率負担、実費負担のそれぞれに、条件に応じた軽減措置があります。

①定率負担に月額負担上限額を設定(表1)

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は生じません。

②入所施設などを利用時に、定率負担の個別減免

入所施設(20歳以上)やグ

【表1】区分別の月額負担上限額

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で、サービスを利用する人の収入が80万円以下	15,000円
低所得2	上記「低所得1」以外の市民税非課税世帯	24,600円
一般	市民税課税世帯	37,200円

ループホームを利用する場合、預貯金などが350万円以下であれば、定率負担の個別減免が行われます。

③社会福祉法人などのサービスを利用時に、1事業所での月額負担上限額が半額(表2)

【表2】社会福祉法人などのサービスを利用するときの月額負担上限額

区分	月額負担上限額
低所得1	7,500円
低所得2	12,300円(通所施設利用者7,500円)

※社会福祉法人減免の対象となる収入・資産状況

	収入	預貯金など
単身世帯	150万円以下	350万円以下
2人世帯	200万円以下	450万円以下
3人世帯	250万円以下	550万円以下

通所サービスや入所施設(20歳未満)、ホームヘルプについて、社会福祉法人などが提供するサービスを利用する場合、施行後3年間は経過措置として、収入や資産が一定以下であれば、社会福祉法人の減免対象になります。

④同じ世帯内で複数人がサービスを利用しても、月額負担上限額は同じ

同じ世帯内で、障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、同サービスを利用している人が介護保険サービスを利用した場合でも、月額負担上限額は変わりません。

⑤食費などの実費負担についても、軽減措置あり

入所施設の食費、光熱水費は、施設ごとに額が設定され

### 自立支援医療により 医療費負担を一元化

これまでの身体障害者を対象とした公費負担制度(精神通院医療、育成医療、更生医療)が「自立支援医療」に一元化されます。

■自己負担 原則として医療費の1割負担になります。ただし、所得の低い世帯や継続的に相当額の医療費負担が生じる方(高額治療継続者)については、月額負担上限額が設けられます(表3)。また、入院時の食費などについては、原則実費負担となります。

詳しくは、市福祉事務所障害福祉係(☎76-2111、内線1152)まで。

【表3】自立支援医療の月額負担上限額

区分	一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
	生活保護世帯	市民税非課税で、本人収入が80万円以下	市民税非課税で、本人収入が80万円を超える	市民税の所得割が2万円未満	市民税の所得割が2万円以上20万円未満	市民税の所得割が20万円以上
月額負担上限額	更生医療・精神通院医療対象者	0円	2,500円	医療保険の自己負担限度額		対象外
	育成医療対象者			5,000円	10,000円	
	高額治療継続者(重度かつ継続)			10,000円	40,200円	
			5,000円	10,000円	20,000円	